八十七	主務省令第百七十条第一号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
八十八	主務省令第百七十条第二号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
八十九	主務省令第百七十一条に掲げる事務　同条第三号に掲げる情報
九十	主務省令第百七十二条に掲げる事務　同条第三号に掲げる情報
九十一	主務省令第百七十三条第一号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
九十二	主務省令第百七十三条第二号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
九十三	主務省令第百七十四条第一号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
九十四	主務省令第百七十四条第二号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
九十五	［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○デジタル庁・総務省告示第二十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百七十六条の規定に基づき、平成二十九年内閣府・総務省告示第一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
七十三　主務省令第百五十七条第十九号に掲げる事務　同号イに掲げる情報	七十三　主務省令第百五十七条第十八号に掲げる事務　同号イに掲げる情報

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○デジタル庁・総務省告示第二十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百七十六条の規定に基づき、平成二十九年内閣府・総務省告示第一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［一～二十三　略］	［一～二十三　同上］
二十四　主務省令第六十七条第五号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報	二十四　主務省令第六十七条第四号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
二十五　主務省令第六十七条第六号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報	二十五　主務省令第六十七条第五号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
二十六　主務省令第六十七条第十八号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報	二十六　主務省令第六十七条第十六号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
二十七　主務省令第六十七条第十九号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報	二十七　主務省令第六十七条第十七号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
二十八　主務省令第六十七条第二十号に掲げる事務　同号に掲げる情報	二十八　主務省令第六十七条第十八号に掲げる事務　同号に掲げる情報

七十九	主務省令第百七十条第一号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
八十	主務省令第百七十条第二号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
八十一	主務省令第百七十一条に掲げる事務　同条第二号に掲げる情報
八十二	主務省令第百七十二条に掲げる事務　同条第二号に掲げる情報
八十三	主務省令第百七十三条第一号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
八十四	主務省令第百七十三条第二号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
八十五	主務省令第百七十四条第一号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
八十六	主務省令第百七十四条第二号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報
八十七	［同上］